

日常生活を サポートします！



母子家庭・父子家庭・寡婦の方が
一時的に家事や保育にお困りのときに
家庭生活支援員を派遣します。

例えば・・・

- ・けがや病気で家事ができないので手伝ってほしい
- ・資格取得や就職活動などのときに子どもを見ていてほしい
- ・残業で迎えに行けない間、子どもを見ていてほしい



家庭生活支援員を派遣し、日常生活をサポートします！



利用制限: 1か月に5日まで（1時間単位、1日8時間以内）

利 用 料: 所得に応じて利用料の負担があります。

児童が2人以上の場合は人数に応じて負担額が増えます。

利用者の世帯区分	利用者の負担額（1時間当たり）	
	生活援助 （家事等の日常生活援助）	子育て支援 （児童の保育等）
生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0円	0円
児童扶養手当支給水準の世帯	150円	70円
上記以外の世帯	300円	150円

利用の流れ

子育て支援係にて
支援員派遣対象家
庭の登録をします。



利用するとき
は 事前 に 申
請 を します。



担当職員 及び
支援員と事前に
当日の打合わ
せをします。



支援員が派遣さ
れます。支援終
了後、費用の支
払いをします。

※地域や日時、支援内容、世帯状況によっては派遣できない場合があります。事前にお問合せください。

【問合せ・申込み】

安城市役所 こども課子育て支援係（本庁舎1階4番窓口）

時間：平日 8:30～17:15 TEL:0566-71-2229

